



# 鳥取県公報

平成14年3月29日(金)

号外第56号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(46)(経営指導課).....	2
	鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(47)(＼).....	4
	鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則(48)(水産課).....	7
	鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則(49)(＼).....	12

### ——— 公布された規則のあらまし ———

#### 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 融資機関に対して県が上乘せして利子補給を行う資金から、次の資金を除くこととした。(第2条関係)
  - 一の区分された農業部門の経営を自ら行う青年に対して貸し付ける農舎等の改良等に必要な資金
  - 畜産業を営む者で当該畜産業の経営に伴って公害を発生させ、又は発生させるおそれがあるものに対して貸し付ける当該公害を防止するために必要な資金
  - 一定の地域において自立経営を志向して農業を営む者で農業後継者の確保等に農家住宅の改良等を必要とするものに対して貸し付ける当該農家住宅の改良等に必要な資金
  - 一定の特定農山村地域において農業を営む者に対して貸し付ける農舎等の改良等に必要な資金
- 施行期日等
  - この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。
  - 所要の経過措置を講ずることとした。

#### 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

- 養成課程等における授業科目及び授業時間数の基準を改めることとした。(別表関係)
- 児童又は生徒の施設使用料の減免に係る規定を削ることとした。(第36条関係)
- この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則

- 漁船法の改正等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

- 小型機船底びき網漁業において使用を制限される船舶の馬力数を220キロワット(現行 50馬力)とすることとした。(第49条関係)
- 施行期日等
  - この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。
  - 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第46号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</p> <p>第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は別表のとおりとし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勧案して知事が別に定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に当該各号ごとに知事が定める率を加えて得た率とする。</p>	<p>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</p> <p>第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は別表のとおりとし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勧案して知事が別に定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に当該各号ごとに知事が定める率を加えて得た率とする。</p> <p>（1）融資機関が1の区分された農業部門の経営を自ら行う青年に対し、別表第1号から第4号までに掲げる資金及び同表第7号に掲げる資金（知事が定めるものに限る。）を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村（農業近代化資金の貸付けを受けた者の住所を管轄する市町村をいう。以下同じ。）が当該融資機関に対し、当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合</p> <p>（2）融資機関が、畜産業を営む者で当該畜産業の経営に伴って公害を発生させ、又は発生させるおそれがあるものに対し、別表第1号又は第2号に掲げる資金のうち当該公害を防止するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る事業地市町村（農業近代化資金の貸付けに係る事業の実施場所を管轄する市町村をいう。以下同じ。）が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合</p>

(1) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の規定による経営改善計画の認定又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の規定による果樹園経営計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第5号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善計画、経営改善計画又は果樹園経営計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村（農業近代化資金の貸付けを受けた者の住所地を管轄する市町村をいう。以下同じ。）が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

(2) 略

(3) 融資機関が、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域において自立経営を志向して農業を営む者で農業後継者の確保及び農業経営の改善に農家住宅の改良、造成又は取得を必要とするものに対し、別表第7号に掲げる資金のうち当該農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

(4) 融資機関が、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域において農業を営む者に対し、別表第1号から第4号までに掲げる資金及び同表第7号に掲げる資金（知事が定めるものに限る。）を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

(5) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の規定による経営改善計画の認定又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の規定による果樹園経営計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第5号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善計画、経営改善計画又は果樹園経営計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

(6) 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第47号**

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>（使用料の減免）</p> <p>第36条 条例第 8 条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第1項第2号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>（3） 第1項第3号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 養成課程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">科</td> <td style="width: 25%;">目</td> <td style="width: 50%;">授 業 内 容</td> <td style="width: 10%;">授業時間数</td> </tr> </table>	科	目	授 業 内 容	授業時間数	<p>（使用料の減免）</p> <p>第36条 条例第 8 条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 児童又は生徒が休日等（国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。）に<u>体育館を利用するとき。</u></p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第1項第2号に定める事由 <u>口頭による申出</u></p> <p>（3） 第1項第3号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>（4） 第1項第4号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 養成課程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">科</td> <td style="width: 25%;">目</td> <td style="width: 50%;">授 業 内 容</td> <td style="width: 10%;">授業時間数</td> </tr> </table>	科	目	授 業 内 容	授業時間数
科	目	授 業 内 容	授業時間数						
科	目	授 業 内 容	授業時間数						

教 養 科 目	くらしと経済・くらしと法律・農村と文学・外国語・体育・情報処理基礎・工芸文化	208以上	
専 門 科 目	共 通 科 目	農業経営・農業法人・農業政策・農畜産物流通加工・農業簿記・情報処理演習・農村社会・作物各論・園芸概論・畜産概論・生物工学・土壌肥料・農薬学・環境保全と農業・農業気象・農業機械・農村環境・林産物利用	512以上
	園 芸 共 通	植物育種・植物生理・園芸施設・園芸作物利用	64以上
	果 樹	果樹経営・果樹各論・果樹病害虫・果樹栽培・専攻ゼミ・農家等留学研修・卒業論文	1,776以上
	野 菜	野菜経営・野菜各論・野菜病害虫・野菜栽培・専攻ゼミ・農家等留学研修・卒業論文	1,776以上
	花 き	花き経営・花き各論・花き病害虫・花き栽培・専攻ゼミ・農家等留学研修・卒業論文	1,776以上
畜 産	畜産経営・家畜栄養・家畜飼養管理・家畜育種・人工授精・受精卵移植・家畜衛生・専攻ゼミ・畜産物加工・飼料作物・農家等留学研修・卒業論文	1,840以上	
特 別 活 動	略	640以上	
計		3,200以上	

2 研究課程

科 目	授 業 内 容	授業時間数
共 通 科 目	農業経営管理・農業法人・会計システム・農業簿記・財務分析・税法・情報処理・農業普及・農業法規・農政時事・国際農業・経済学・地域農業振興・植物栄養学・土壌診断・教育心理・教育原理・専攻ゼミ	800以上
専 園 芸	園芸経営管理・園芸流通加工・植物生長調節・植物バイオテック・植物育種・環境保全型園芸経営・植物病害虫・複合環境制御・黒ぼく農	1,792以上

教 養 科 目	くらしと経済・くらしと法律・情報処理基礎・農村と文学・外国語・体育	240以上	
専 門 科 目	共 通 科 目	農業経営・農村社会・農業政策・農畜産物流通・農業簿記・作物概論・園芸概論・畜産概論・農薬学・土壌肥料・農業気象・農業機械・生物工学・環境保全と農業・農村環境・情報処理演習	520以上
	園 芸 共 通	植物生理・園芸施設・植物育種・園芸作物利用	80以上
	果 樹	果樹各論・果樹栽培・果樹経営・果樹病害虫・農家等留学研修・卒業論文	1,760以上
	野 菜	野菜各論・野菜栽培・野菜経営・野菜病害虫・農家等留学研修・卒業論文	1,760以上
	花 き	花き各論・花き栽培・花き経営・花き病害虫・農家等留学研修・卒業論文	1,760以上
畜 産	家畜栄養・家畜飼養管理・畜産経営・家畜育種・飼料作物・受精卵移植・人工授精・家畜衛生・畜産物加工・農家等留学研修・卒業論文	1,840以上	
特 別 活 動	略	600以上	
計		3,200以上	

2 研究課程

科 目	授 業 内 容	授業時間数
共 通 科 目	農業経営管理・経済学・農業法人・情報処理・農政時事・国際農業・植物栄養学・地域農業振興・土壌診断・会計システム・財務分析・税法・農業普及・農業法規・教育心理・教育原理	880以上
専 園 芸	植物育種・植物生長調節・園芸流通加工・環境保全型園芸経営・植物病害虫・園芸経営管理・複合環境制御・黒ぼく農業・乾燥地農業	1,820以上

攻 科 目	畜 産	業・乾燥地農業・試験研究機関等研修・卒業論文	
	畜 産	畜産経営管理・家畜育種・畜産物流通加工・家畜生命工学・家畜生理学・家畜病理学・動物バイテク・家畜環境保全・飼養管理学・飼料作物・試験研究機関等研修・卒業論文	1,792以上
特別活動		学校行事・文化活動・クラブ活動・地域活動	608以上
計			3,200以上

攻 科 目	畜 産	・植物バイテク・農家等留学研修・卒業論文	
	畜 産	家畜生理学・飼養管理学・畜産物流通加工・家畜環境保全・家畜病理学・畜産経営管理・家畜生命工学・飼料作物・動物バイテク・農家等留学研修・卒業論文	1,820以上
特別活動		学校行事・文化活動	600以上
計			3,300以上

3 専門技術課程

科 目	授 業 内 容	授業時間数
教 養 科 目	略	48以上
専 門 攻 科 目	共通科目 農林業政策・簿記会計・農業気象	64以上
	園芸・畜産共通 農業経営・生物工学・農業機械	64以上
	園 芸 園芸経営・園芸概論・園芸栽培各論・園芸流通・植物育種・植物生理・土壌肥料・園芸病害虫・園芸栽培管理・先進農家等研修	1,312以上
	畜 産 畜産経営・畜産概論・畜産栄養・家畜繁殖・人工授精・受精卵移植・飼料作物・家畜生理・家畜衛生・家畜審査・先進農家等研修	1,312以上
森 林	林業経営・造林学・森林保護学・林業機械・労働安全衛生・環境学・森林土木・林業技術技能講習・植栽保育施業・高性能林業機械・先進林業研修	1,376以上
特別活動	略	112以上
計		1,600以上

3 専門技術課程

科 目	授 業 内 容	授業時間数
教 養 科 目	略	50以上
専 門 攻 科 目	共通科目 農業気象・農林業政策・簿記会計	80以上
	園芸・畜産共通 農業経営・農業機械・生物工学	80以上
	園 芸 園芸概論・園芸栽培各論・植物生理・植物育種・園芸栽培管理・園芸経営・園芸病害虫・土壌肥料・園芸流通	1,320以上
	畜 産 畜産概論・家畜生理・家畜繁殖・畜産栄養・家畜衛生・家畜審査・飼料作物・畜産経営・人工授精・受精卵移植	1,320以上
森 林	造林学・森林保護学・林業機械・植栽保育施業・労働安全衛生・環境学・高性能林業機械・森林土木・林業経営・林業技術技能講習・先進林業研修	1,400以上
特別活動	略	70以上
計		1,600以上

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の日の前日において在学する者に係る授業科目及び授業時間数の基準については、改正後の鳥取県立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第48号**

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁船法施行細則（昭和26年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（建造、改造及び転用許可申請の手続）</p> <p>第2条 法第4条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、規則第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（3）略</p>	<p>（建造、改造及び転用許可申請の手続）</p> <p>第2条 法第3条の2第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、規則第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（3）略</p>
<p>第3条 法第4条第3項の申請書に記載する同項第3号の漁業種類は、当該許可に係る漁船が従事しようとする漁業につき主業及び副業に分けて記入するものとする。</p>	<p>第3条 法第3条の2第3項の申請書に記載する同項第3号の漁業種類は当該許可にかかる漁船が従事しようとする漁業につき主業及び副業に分ち記入するものとする。</p>
<p>第4条 法第4条第7項の規定により主たる根拠地を変更することによって新たに同条第1項又は第2項の規定による許可の申請をする場合には、規則第2条第2項及び第3条第2項に掲げる書類のほか、変更前の許可の通知書を添付しなければならない。</p>	<p>第4条 法第3条の2第7項の規定により主たる根拠地を変更することによって新たに同条第1項又は第2項の規定による許可の申請をする場合には、規則第2条第2項及び第3条第2項に掲げる書類のほか、変更前の許可の通知書を添付しなければならない。</p>
<p>（建造、改造、転用及び変更許可）</p> <p>第5条 法第4条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により知事が申請者に対して発する許可の通知書は、建造の場合にあっては様式第3号に、改造の場合にあっては様式第4号に、転用の場合にあっては様式第5号による。</p>	<p>（建造、改造、転用及び変更許可）</p> <p>第5条 法第3条の2第5項の規定により知事が申請者に対して発する許可の通知書は建造の場合にあっては様式第3号改造の場合にあっては様式第4号転用の場合にあっては様式第5号による。</p>

2 法第4条第6項の規定による知事の許可を受けた者に対しては、様式第6号による通知書により通知するものとする。

(認定の手続)

第7条 法第4条の規定による知事の許可に係る動力漁船についての法第8条の規定による知事の認定は、あらかじめ当該認定を受けようとする者に対し知事が定めて通知した場所及び期日において行うものとする。

2 法第4条の規定により知事の許可を受けた者は、当該許可に係る動力漁船がしゅん工し、又は改造工事が完成する予定期日の2週間前までに当該予定期日並びに法第8条の規定による認定を受けようとする場所及び期日を様式第8号により知事に届け出なければならない。

3 知事は第1項の場所及び期日を定める場合には、前項の届出に係る事項を参酌するものとする。

4 知事はその許可に係る動力漁船につき法第8条の規定による認定をしたときは、その職員に当該認定を受けた者に対し様式第9号による認定通知書を交付させるものとする。

(登録申請の手続)

第8条 法第10条第2項の申請書に記載する同項第12号の漁業種類は、当該申請に係る漁船が従事しようとする漁業につき主業及び副業に分けて記入するものとし、その漁業が漁業法(昭和24年法律第267号)又は同法に基づく命令等により農林水産大臣又は知事の許可を要する漁業に該当する場合にあってはその漁業を主とし、農林水産大臣及び知事の許可を要する漁業に併せて従事する場合にあっては農林水産大臣の許可を要する漁業を主とするものとする。

第9条 法第10条第2項の申請書には、規則第9条第2項及び第4項に掲げる書類のほか次の書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 漁業法第52条第1項又は第66条第1項の規定により許可を要する漁業に従事する動力漁船にあっては、その起業認可書の写し

(3) 法第4条第1項第3号に該当して同条の規定により知事の許可を受けた動力漁船又は同条第2項の規定により知事の許可を受けた動力漁船にあっては、第7条第4項の認定通知書の写し

2 規則第9条第4項の規定による登録票を返納したことを証する書面とは、抹消した漁船の登録簿本とする。

(変更登録の手続)

2 法第3条の2第6項の規定により知事が申請者に対して発する許可の通知書は、様式第6号による。

(認定の手続)

第7条 法第3条の2の規定による知事の許可にかかる動力漁船についての法第7条の規定による知事の認定はあらかじめ当該認定を受けようとする者に対し知事が定めて通知した場所及び期日において行なうものとする。

2 法第3条の2の規定により知事の許可を受けた者は当該許可にかかる動力漁船がしゅん工し、又は改造工事が完成する予定期日の2週間前までに当該予定期日並びに法第7条の規定による認定を受けようとする場所及び期日を様式第8号により知事に届け出なければならない。

3 知事は第1項の場所及び期日を定める場合には前項の届出にかかる事項を参しやくするものとする。

4 知事はその許可にかかる動力漁船につき法第7条の規定による認定をしたときはその職員に当該認定を受けた者に対し様式第9号による認定通知書を交付させるものとする。

(登録申請の手続)

第8条 法第9条第2項の申請書に記載する同項第13号の漁業種類は当該申請にかかる漁船が従事しようとする漁業につき主業及び副業に分けて記入するものとし、その漁業が漁業法(昭和24年法律第267号)又は同法に基づく命令等により農林水産大臣又は知事の許可を要する漁業に該当する場合にあっては、その漁業を主とし農林水産大臣及び知事の許可を要する漁業に併せて従事する場合にあっては農林水産大臣の許可を要する漁業を主とするものとする。

第9条 法第9条第2項の申請書には規則第9条第2項及び第4項に掲げる書類の外次の書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 漁業法第54条及び第65条の規定により許可を要する漁業に従事する場合はその起業認可書の写し  
起業認可を要しない許可漁業にあっては、その許可申請書の写し

(3) 法第3条の2第1項第3号及び同条第2項の規定により知事の許可を受けた動力漁船にあっては第7条第4項による認定書

2 規則第9条第4項の規定による登録票を返納したことを証する書面とはまっ消した漁船の登録簿本とする。

(変更登録の手続)



第11条 法第17条第1項の規定による変更の登録をしようとする者は、様式第12号による申請書を提出しなければならない。

( 検認の手続 )

第13条 規則第11条の2第2項の規定による届出は、様式第14号による検認届出書を知事に提出して行うものとする。

する。

2 知事は、前項の届出があったときは、検認の場所及び期日を当該届出者に通知するものとする。

3 知事は、漁船及び登録票について検認したときは、様式第15号による検認板を当該届出者に交付するものとする。

4 前項の規定により検認板の交付を受けた者は、検認を受けた漁船にこれを取り付けなければならない。

( 登録謄本の交付手続 )

第14条 法第21条の規定による謄本の交付を受けようとする者は、様式第16号による申請書を提出しなければならない。

( 登録票の返納の手続 )

第15条 法第20条第1項の規定により登録票を返納しようとする者は、当該登録票に様式第17号による届書を添付して返納しなければならない。

2 法第20条第1項ただし書に規定する正当な理由により登録票を返納することができないときは、様式第18号による届書にその事実を証する書面を添付して提出しなければならない。

第16条 法第12条第1項若しくは第3項若しくは第17条第3項の規定による登録票の交付、法第21条の規定による登録謄本の交付又は法第13条の規定による登録票の検認は、手数料納付後に行うものとする。

様式第3号(第5条関係)

鳥取県指令 第 号

住所  
氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあった漁船の建造については、漁船法第4条第1項(第2項)の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事 氏名 印  
記

略

第11条 法第14条第1項の規定による変更の登録をしようとする者は様式第12号による申請書を提出しなければならない。

( 検認の手続 )

第13条 法第11条の2の規定による検認の申請は規則第11条の2第1項の規定により知事が指定した期日の3週間前までに様式第14号による検認申請書を提出しなければならない。

2 知事は前項の申請があったときは検認の場所及び期日を当該申請者に通知するものとする。

3 知事は漁船及び登録票について検認したときは当該漁船の船首材に様式第15号による検認板を取り付けるものとする。但し、無動力漁船にあってはこの限りでない。

( 登録謄本の交付手続 )

第14条 法第18条の規定による謄本の交付を受けようとする者は様式第16号による申請書を提出しなければならない。

( 登録票の返納の手続 )

第15条 法第17条第1項の規定による登録票を返納しようとする者は様式第17号による届書に添付して返納しなければならない。

2 法第17条但書に規定する正当な事由により登録票を返納することができないときは様式第18号による届書にその事実を証する書面を添付しなければならない。

第16条 削除

第17条 法第11条及び第14条第3項並びに規則第11条の規定に基く登録票若しくは法第18条の規定に基く登録謄本の交付又は法第11条の2の規定に基く登録票の検認は、手数料納付後に行うものとする。

様式第3号(第5条関係)

鳥取県指令 第 号

住所  
氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあった漁船の建造については、漁船法第3条の2第5項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事 氏名 印  
記

略

様式第4号(第5条関係)

鳥取県指令 第 号

住所  
氏名又は名称

年 月 日付で申請のあった漁船の改造については、漁船法第4条第1項(第2項)の規定により下記のとおり許可する。  
年 月 日

鳥取県知事 氏名 [印]  
記

略

様式第5号(第5条関係)

鳥取県指令 第 号

住所  
氏名又は名称

年 月 日付で申請のあった漁船の転用については、漁船法第4条第1項(第2項)の規定により下記のとおり許可する。  
年 月 日

鳥取県知事 氏名 [印]  
記

略

様式第6号(第5条関係)

鳥取県指令 第 号

住所  
氏名又は名称

年 月 日付で申請のあった漁船建造(改造)計画の変更については、漁船法第4条第6項の規定により下記のとおり許可する。  
年 月 日

鳥取県知事 氏名 [印]  
記

略

様式第9号(第7条関係)

漁船認定通知書

略				
推進機関	略			
	馬力数			
略				
この漁船は、上記のとおり漁船法第8条の規定による鳥取県知事の認定を受けたので鳥取県漁船法施行細則第7条第4項の規定により通知する。 年 月 日				
認定番号				
職 氏名 ㊟				
略				

様式第10号(第9条関係)

漁船取得届

年 月 日

様式第4号(第5条関係)

鳥取県指令 第 号

住所  
氏名又は名称

年 月 日付で申請のあった漁船の改造については、漁船法第3条の2第5項の規定により下記のとおり許可する。  
年 月 日

鳥取県知事 氏名 [印]  
記

略

様式第5号(第5条関係)

鳥取県指令 第 号

住所  
氏名又は名称

年 月 日付で申請のあった漁船の転用については、漁船法第3条の2第5項の規定により下記のとおり許可する。  
年 月 日

鳥取県知事 氏名 [印]  
記

略

様式第6号(第5条関係)

鳥取県指令 第 号

住所  
氏名又は名称

年 月 日付で申請のあった漁船建造(改造)計画の変更については、漁船法第3条の2第7項の規定により下記のとおり許可する。  
年 月 日

鳥取県知事 氏名 [印]  
記

略

様式第9号(第7条関係)

漁船認定通知書

略				
推進機関	略			
	馬力数		幅	幅
略				
この漁船は、上記のとおり漁船法第7条の規定による鳥取県知事の認定があったので鳥取県漁船法施行細則第7条第4項の規定により通知する。 年 月 日				
認定番号				
職 氏名 ㊟				
略				

様式第10号(第9条関係)

漁船取得届

年 月 日

職氏名様  
届出者 住所  
氏名又は名称  
下記漁船を により取得いたしましたので届け出ます。  
記

略
取得の理由

様式第12号(第11条関係)

漁船変更登録申請書

年月日

職氏名様  
申請者 住所  
氏名又は名称 ㊤  
下記により変更の登録を受けたいので、漁船法第17条第1項の  
規定により申請します。  
記

略
変更の理由

様式第13号(第12条関係)

漁船登録票再交付申請書

年月日

職氏名様  
申請者 住所  
氏名又は名称 ㊤  
下記のとおり漁船の登録票を亡失(き損)しましたので、漁船法  
施行規則第11条第1項の規定により再交付を申請します。  
記

略
再交付を受けようとする理由 (具体的に記載すること。)

注 略

様式第14号(第13条関係)

動力(無動力)漁船検認届出書

年月日

職氏名様  
届出者 住所  
氏名又は名称  
下記のとおり検認を受けたいので、漁船法施行規則第11条の2第  
2項の規定により届け出ます。  
記

略
---

様式第16号(第14条関係)

漁船登録簿本交付申請書

年月日

職氏名様  
申請者 住所  
氏名又は名称  
下記のとおり漁船の登録の簿本の交付を受けたいので、漁船法第  
21条の規定により申請します。  
記

略
交付を受けようとする理由

職氏名様  
届出者 住所  
氏名又は名称  
下記漁船を により取得いたしましたので届け出ます。  
記

略
取得の事由

様式第12号(第11条関係)

漁船変更登録申請書

年月日

職氏名様  
申請者 住所  
氏名又は名称 ㊤  
下記により変更の登録を受けたいので、漁船法第14条第1項の  
規定により申請します。  
記

略
変更の事由

様式第13号(第12条関係)

漁船登録票再交付申請書

年月日

職氏名様  
申請者 住所  
氏名又は名称 ㊤  
下記のとおり漁船の登録票を亡失(き損)しましたので、漁船法  
施行規則第11条第1項の規定により再交付を申請します。  
記

略
再交付を受けようとする事由 (具体的に記載すること。)

注 略

様式第14号(第13条関係)

動力(無動力)漁船検認申請書

年月日

職氏名様  
申請者 住所  
氏名又は名称  
下記のとおり検認を受けたいので、漁船法第11条の2の規定によ  
り申請します。  
記

略
---

様式第16号(第14条関係)

漁船原簿簿本交付申請書

年月日

職氏名様  
申請者 住所  
氏名又は名称  
下記のとおり漁船の原簿の簿本の交付を受けたいので、漁船法第  
18条の規定により申請します。  
記

略
交付を受けようとする事由

様式第17号(第15条関係)

漁船登録抹消届

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名又は名称 ㊤

下記により登録票を返納しますので、漁船法第20条第1項の規定により登録票を添付して届け出ます。

記

略	
返 納 す る 理 由	
(具体的に記載すること。)	

注 略

様式第18号(第15条関係)

漁船登録票不返納届

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名又は名称 ㊤

交付を受けました漁船登録票が滅失(沈没又は行方不明)のため返納できませんので下記のとおり届け出ます。

記

略	
返 納 で き な い 理 由	
(具体的に記載すること。)	

注 略

様式第17号(第15条関係)

漁船登録まつ消届

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名又は名称 ㊤

下記により登録票を返納しますので、漁船法第17条第1項の規定により登録票を添付して届け出ます。

記

略	
返 納 す る 事 由	
(具体的に記載すること。)	

注 略

様式第18号(第15条関係)

漁船登録票不返納届

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名又は名称 ㊤

交付を受けました漁船登録票が滅失(沈没又は行方不明)のため返納できませんので下記のとおり届け出ます。

記

略	
返 納 で き な い 事 由	
(具体的に記載すること。)	

注 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第49号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(小型機船底びき網漁業に係る船舶の総トン数等の制限) 第49条 小型機船底びき網漁業(機船手操網漁業及び貝けた網漁業を除く。)には、総トン数が5トンを超え、又は馬力数が220キロワットを超える船舶を使用してはならない。	(小型機船底びき網漁業に係る船舶の総トン数等の制限) 第49条 小型機船底びき網漁業(機船手操網漁業及び貝けた網漁業を除く。)には、総トン数が5トンを超え、又は馬力数が50馬力を超える船舶を使用してはならない。

## 附 則

- 1 この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりその推進機関の馬力数についてなお従前の例によることとされる漁船に係る馬力数の制限については、改正後の鳥取県海面漁業調整規則第49条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

